

九州大学
キャンパスライフ・健康支援センター



インクルージョン支援推進室 合理的配慮ガイドブック

Kyushu University
Center for Health Sciences and Counseling
Support Section for Inclusion

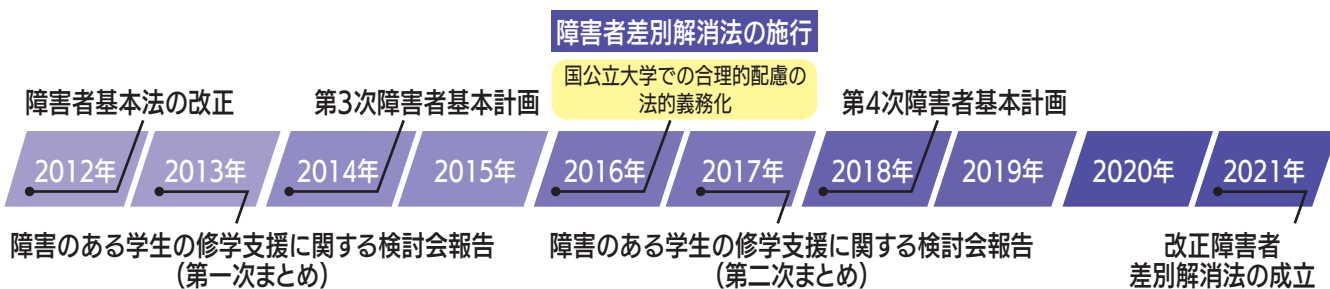
Reasonable Accommodation
GuideBook

社会的動向

✓ 障害者※1を取り巻く法律

日本は、2014年に障害者の人権や基本的自由を守るために、「障害者の権利に関する条約」を批准しました。2021年に「改正障害者差別解消法」が成立し、障害の有無に関わらず誰もが安心して暮らせる共生社会の実現に向けて、全ての事業者に対して障害者の機会の均等を保障する「合理的配慮」の実施を義務付けました。

※1 「障害」「障害者」の表記：本学では、障害者権利条約の理念に則り、「障害」とは個人に帰属するのではなく、個人と社会との間にある取り除くべき社会的障壁であると考えています。このようなことから、本学ホームページや各種広報物の中においても「障害」「障害者」と表記しています。



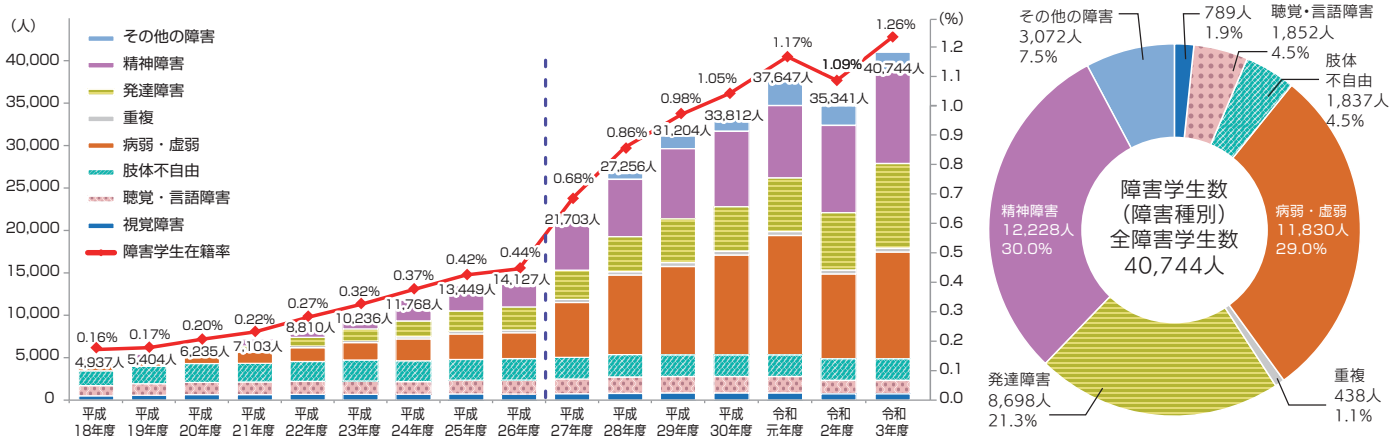
障害者の権利に関する条約 (障害者権利条約)

本条約は、障害者の人権及び基本的自由の享受を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定められました。

一般義務	第4条第1項	障害を理由とするいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進することを約束する。
	第5条第3項	平等を促進し、及び差別を撤廃することを目的として、合理的配慮が提供されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。
	第5条第4項	障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、この条約に規定する差別と解してはならない。
教育	第24条第1項	教育についての障害者の権利を認める。
	第24条第5項	障害者が、差別なしに、かつ、他のものと平等に高等教育一般、職業訓練、成人教育及び生涯学習の機会を与えられることを確保する。このため、締結国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。

✓ 全国の大学に在籍する障害学生数の推移

日本の大学で学ぶ障害のある学生数は年々増加しており、2021年（令和3年度）では全国における人数が40,744人（全学生数の1.26%）でした。



▲ 大学・短期大学および高等専門学校における障害のある学生の在籍者数※2

▲ 大学・短期大学および高等専門学校における障害学生数

※2 日本学生支援機構の調査における「障害学生」：「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳を有する」または「健康診断等において障害があることが明らかになった」学生を指す。

九州大学の取り組み

✓ キャンパスライフ・健康支援センター インクルージョン支援推進室

インクルージョン支援推進室では、九州大学全ての構成員が障害のある者の権利を尊重し、その個性と能力が発揮できるよう修学・就労環境の整備を推進しています。修学・就労上の困難さに対して学生・教職員の合理的配慮に関する相談や、個別支援、グループ活動、インターンシップなどのキャリア教育を実施しています。

ミッション

1

障害者支援の推進に関する全学体制の構築

全学的な支援を進めるために、部局・組織との協力体制を形成していきます。

2

修学・就労機会の保障

障害者の修学・就労等の機会均等を確保するために、物理的環境への配慮、意思疎通の配慮、ルール・慣行の柔軟な変更などの合理的配慮の推進を行っています。

3

学内外連携

学内関係部署（基幹教育院・各部局の教職員など）と、合理的配慮や支援体制などの情報共有を行っています。また、学外では医療・福祉・教育・産業各領域の専門機関との連携や、障害のある受験生への情報公開による、高大連携・接続を進めています。

4

施設・設備のバリアフリー

本学の様々な専門的知見をもった教職員が学内のアクセシビリティについて検討を行い、障害者の目線に立ったキャンパス整備を行っています。

5

パーソナル支援

障害（慢性疾患・難病を含む）のある学生・教職員への合理的配慮に関する個別支援および障害のある学生を対象としたグループ活動やキャリア教育を実施しています。

6

アクセシビリティに関する教育

グローバル共生社会での人材育成として、アクセシビリティ・リーダー育成プログラムを実施し、学内で支援者として活動するアクセシビリティ・ピアサポーターの育成を行っています。

7

啓発活動・調査研究

教職員に対する研修会や実態調査研究等を通して、障害者支援に関する啓発を行っています。

九州大学では、障害のある学生／教職員に対して、下記に基づき所属部局と学内外関連機関が連携して支援を行います。

- 国立大学法人九州大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程(巻末資料1)
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する実施要領(巻末資料2)
- 九州大学就業通則
- 九州大学学則

合理的配慮

✓ 合理的配慮とは？

障害者（慢性疾患・難病を含む）の平等な修学・就労機会を保障するため、過重な負担を伴わない範囲で、国公立大学を含む公的な機関が個々人に合わせた必要かつ適当な変更や調整を提供することを「合理的配慮」といいます。

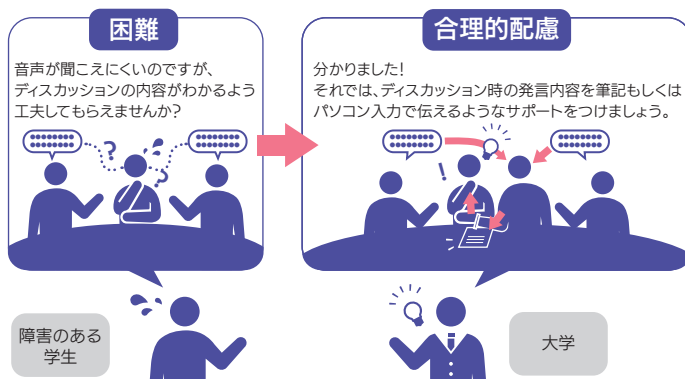
● 障害の範囲

身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある本学の職員等及び学生、その他本学が行う教育研究等の活動全般に参加する全てのもの

● 社会的障壁

障害者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となる、社会における事物、制度、慣行及び観念その他全てのもの

(資料1 ～国立大学法人九州大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程～)



合理的配慮に該当しない事例

「ディスカッションに参加しなくても単位がもらえるようにする」等、教育の本質や評価基準の変更は配慮に当てはまりません。

✓ 合理的配慮のポイント

① 建設的対話の徹底

合理的配慮の内容は障害のある学生・教職員と大学側が話し合い（建設的対話）を行い、合意形成の上、決定します。建設的対話においては本人の意思決定を重視し、本人への意思確認が不在のまま、一方的に合理的配慮の内容を決定することは避けなければなりません。

また配慮の内容について、周囲との均衡を失する又は過重な負担が生じる内容がある場合には、その旨を本人に伝えた上で、代替手段を検討します。

過重な負担とは、下記の①～④が含まれます。過重な負担により、合理的配慮が行えない場合には、その旨の説明責任が発生します。

- ①教育・研究その他本学が行う活動全般への影響の程度
- ②実現可能性の程度
- ③費用・負担の程度
- ④本学の規模、財務状況

(資料2 ～国立大学法人九州大学 障害を理由とする差別の解消の推進に関する実施要領～)

② ダブルスタンダードの不可

合理的配慮は、学修の「機会の均等」を保障し、学修目標へ到達するための「方法の変更や調整」のためのものです。そのため、評価基準を変更したり、評価を甘くしたりすることは、ダブルスタンダードを設けることに当たります。成績評価の基準を変えないということは、障害の有無による有利不利をなくすことであり、また、授業を受講した学生に単位を出すということは、学生がその授業の目指す到達目標に達していることを指します。

③ 個人情報取り扱いの確認

本人の許可なく、障害の有無や合理的配慮の内容について、第三者に口外してはいけません。もし、配慮を実施するにあたって、第三者への説明が必要な場合には、本人にその旨を伝えた上で、どのように伝えるかを本人と検討する必要があります。

合理的配慮提供までの流れ-1

✓ 障害のある学生に対する入学後の修学支援の流れについて

1 相談体制（流れ図①）

障害のある学生は、キャンパスライフ・健康支援センターインクルージョン支援推進室（以下、「IN室」）に相談する。

2 合理的配慮要望書の作成（流れ図②）

学生は、面談者等と面談のうえ、「授業・試験・生活等に関する合理的配慮要望書（以下、合理的配慮要望書）」および別紙「合理的配慮を要望する授業・試験科目一覧」の必要事項を記入する。

※学生本人が合理的配慮要望書を作成することが困難な場合は、保護者等が面談者等と相談しながら作成を代行できる。

※配慮申請をする際に、根拠資料として下記①～⑤のいずれかが必要となる。

①診断書 ②障害者手帳 ③心理検査等の結果 ④専門家の所見 ⑤過去の配慮実績

3 合理的配慮要望書の提出（流れ図③）

様式1および別紙は学生本人が学生支援課に提出する。

4 合理的配慮要望書の送付（流れ図④）

学生支援課は、要望書の宛先により各担当係へ要望書を送付する。

5 部局等における合理的配慮の協議（流れ図⑤）

各担当係は、修学上の配慮について協議を行う組織等に協議または検討を依頼する。監督責任者（部局長等）は協議内容等を踏まえて配慮内容を決定する。

6 配慮内容の通知（流れ図⑥⑦）

各担当係は、監督責任者名義で「合理的配慮依頼文（以下、依頼文）」を作成する。この「依頼文」を、各担当係より担当教員へ送付する。また、各担当係は、監督責任者名義で「合理的配慮受付通知文」を作成し、学生へ送付する。

7 建設的対話（流れ図⑧⑨⑩）

合理的配慮の実施方法等について詳細を検討する建設的対話は、「依頼文」への教員の回答、およびその結果を学生に通知することをもっておこなう（書面による建設的対話）。各担当係は、教員の検討結果が記入された「依頼文」を学生に随時送付する。

学生は、検討結果が記入された「依頼文」をもとに、要望した配慮が「要検討」または「実施不可能」となった科目についてその理由を確認し、それでもなお建設的対話を必要とする場合は、直に行う建設的対話（各授業科目の教育目標や教育方法等を踏まえた協議）を行い、相互理解を通じて、合意形成し、決定・実施する。

8 配慮の実施（流れ図⑪⑫）

担当教員は、配慮実施にあたって必要な準備等がある場合は、各担当係と協議する。担当教員は、上記7.の建設的対話および⑩の協議等により、合意形成し配慮を実施する。

9 決定された内容のモニタリング（流れ図⑬）

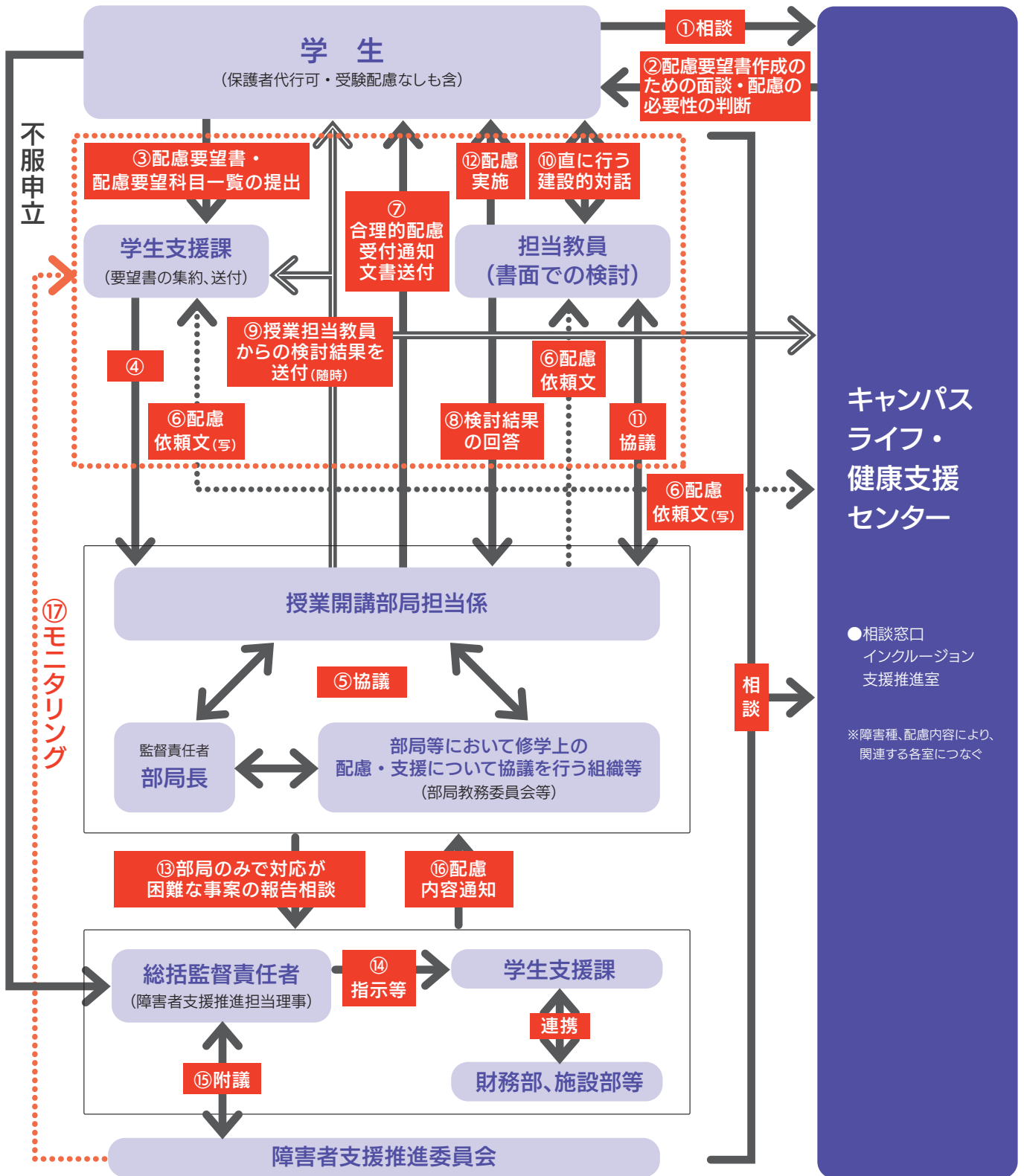
学期末に障害者支援推進専門委員会より、合理的配慮を申請した学生・合理的配慮実施担当者向けに合理的配慮の対応状況についてモニタリングが実施される。

合理的配慮提供までの流れ-2



※動画でも説明
しています。

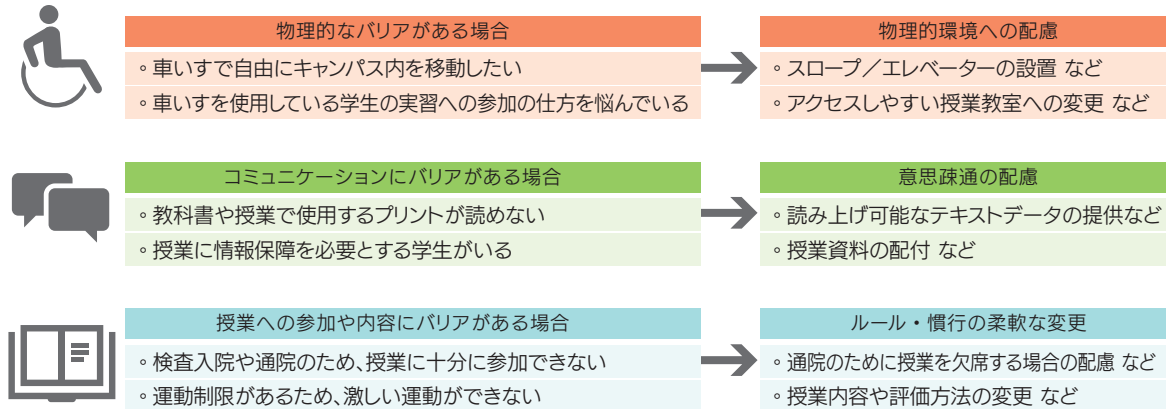
✓ 九州大学における障害のある学生に対する入学後の修学支援の流れ図



修学・就労機会の保障

✓ 大学における修学・就労上の配慮

インクルージョン支援推進室では、障害（慢性疾患・難病を含む）のある学生・教職員が、修学・就労において十分に個性と能力が発揮できるよう、合理的配慮に関する相談を受け付けています。



✓ 学内外連携

●九州・沖縄地区 障害者支援に関する大学間連携情報交換会

本情報交換会では九州地区の高等教育機関における障害者支援体制の構築を目的のもと、2014年から年1回、九州・沖縄地区の国立大学が主体となって、各大学の支援体制に関する情報共有や障害者支援に携わる学生を対象とした支援スキルの講習会などを開催しています。

●発達障害学生を対象としたオープンキャンパス

当室では、発達障害の診断がある高校生等を対象にオープンキャンパスを開催しています。本オープンキャンパスでは、アクティブラーニング（グループ活動等）を用いた模擬授業の体験や時間割作成体験、当事者学生との座談会などを実施しています。

✓ 地域との連携

●Inclusion Qdai-net (IQ ネット)

福岡市教育委員会との連携のもと、大学等への進学を目指す発達障害の診断がある中高生等を対象とした移行支援事業（IQ ネット）を行っています。発達障害の診断がある子ども達が中等教育機関（中学校・高校）から高等教育機関（大学等）へスムーズに移行するため、高等教育機関に在籍する発達障害学生の多くが直面する困難さに対して、より早い段階からアプローチを行います。活動の中では、子ども達の得意なことを伸ばす方法（Progress）や、苦手なことへの対処法（Challenge）などを本学の教員や九大生と一緒に考え、自分自身の理解を深めていきます（Self）。

IQ ネットの柱

Progress

～得意を伸ばす～

- ・個性を発見する
- ・興味のある分野の専門的知識に触れる

Challenge

～苦手を補う～

- ・大学の授業形式（アクティブラーニング）を体験する
- ・話し合いやグループワークを通して主体的に学ぶ

Self

～自分を知る～

- ・得意・不得意を知る
- ・大学のことを知る

●いろいろプロジェクト

本学では福岡市教育委員会等との連携のもと、地域社会における障害の理解啓発を行うことや次世代の共生社会の担い手となる人材の育成を目的とし、地域小・中・高校の児童・生徒を対象に知識と体験の両面からインクルーシブ理解を促すプログラムを年に数回実施しています。

施設・設備のバリアフリー

✓九州大学らくちんラボ

これまでキャンパスの先進的なバリアフリー整備を担ってきたキャンパスバリアフリー検討研究会(2018～2021年度)の機能を維持し、先進性をより発展させるため、2022年度より「らくちんラボ」を発足しました。らくちんラボは、医学、心理学、発達障害学、色彩、視覚、音響、情報科学、建築、都市、交通等の多様な分野を専門とする教員、および、大学の学生支援、環境安全管理、施設計画を担う各部署の職員で構成しています。キャンパスライフ・健康支援センターのシンクタンクとしての機能を持ち、当事者の要望を受けた各部局等の個別対応に際し、最新の技術を含めた学内外の知見を学際的に利活用し、最適解を見出す支援を行います。また、オーダーメイドの個別対応を蓄積して経験値を高め、大学全体の対応力強化につなげるとともに、学際研究と新技術実装の推進によりイノベーションを起こし、インクルーシブキャンパスの実現につなげることを目指しています。

✓主な実装事例

1

色覚の多様性に配慮したカラーユニバーサルデザイン

日本人の男性20人に1人(5%)、女性500人に1人(0.2%)が色覚異常であるといわれています。色の識別が困難な色覚異常の方々にとって、混同色が多用された見分けにくい視覚表示物は、優しくありません。本学では、色覚異常の大半を占める2色覚の方々の識別色をとりまとめた配色セットを開発し、キャンパス案内図を対象にカラーユニバーサルデザインを実践しました。この新しい手法を用いたキャンパス案内図は、2020年度の日本サインデザイン賞に入選しました。



色覚の多様性に配慮した新しいキャンパス案内図(椎木講堂前交差点)

2

肢体不自由の多様なニーズに対応した駐車場

脊椎損傷者・頸椎損傷者は頭部の回転に苦痛を伴うため、駐車時に振り返ることが困難です。本学では、駐車時に後進を必要とせず、前進で入庫し、そのまま前進で出庫できる「通り抜け式」の障害者用駐車場を整備しました。また、従来のタイプでは福祉車両の車いす乗降において車両後方のスペースが大きく不足しますが、この新しいタイプはそのようなスペース不足にも対応しています。

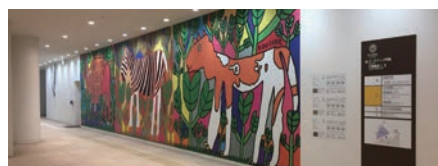


通り抜け式の新しい障害者用駐車場(伊都診療所)

3

障害者支援の啓発および無機質な空間の環境改善としての障害者アート展示

本学では、地域の福祉施設アトリエに所属する障害者アーティストの作品をグラフィックシートに加工して、キャンパス内の大きな壁面に展示する啓発プロジェクトを進めています。若い学生や教職員、学外からの来訪者が作品に間近に触れることで障害者の才能を肌で感じる機会を提供し、共生社会の実現に向けた気付きが醸成されることを期待しています。このプロジェクトは、企業や市民の皆様からの寄附により実現しています。



キャンパス内の大空間アート展示(中央図書館前の通路壁面)

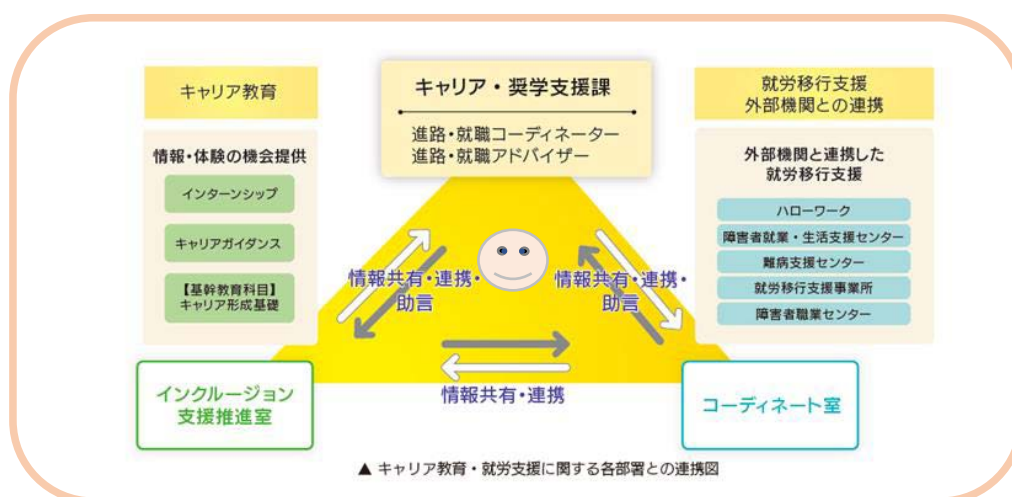
グループ活動・キャリア教育支援

✓ グループ活動

当室では発達障害学生を対象にグループ活動を行っています。グループでは、発達障害学生が大学生活で感じている困りごとについて参加者間で共有したり、一緒に解決策について考えたりしていきます。

✓ キャリア教育支援

障害のある学生を対象に学内の関係部署が連携して、キャリア教育や就職移行支援を実施しています。



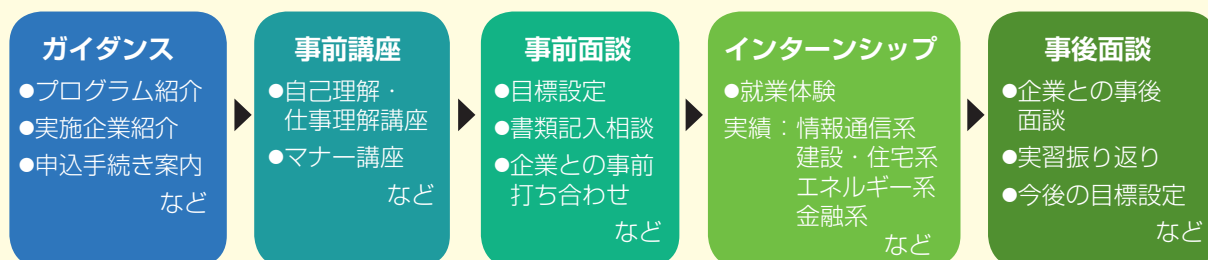
下記プログラムでは、障害者を取り巻く就労環境の現状を踏まえ、早期から、自己理解や就職に関する知識や経験を積み重ね、進路・キャリアについて考える機会を提供しています。

● 「障害学生のためのキャリアガイダンス」

企業や就労支援機関等から外部講師を招き、障害のある学生のキャリア選択、進路に役立つさまざまな知見を提供するガイダンスです。障害者雇用に関する動向や取り組み、就職活動やキャリア教育支援に関する情報などを提供しています。

● 「サキドリ！！インターンシップ」

低年次から参加可能な合理的配慮を前提とした就業体験です。学内の進路・就職アドバイザーによるフォロー、企業との事前事後面談の実施など、丁寧かつ安心して挑めるインターンシップとなっています。仕事における合理的配慮や必要な知識・経験、キャリア選択などを考えるための有用な機会と位置づけています。





● 「基幹教育科目：キャリア形成基礎（障害のある学生向けクラス）」

学内の進路・就職アドバイザーや企業等からのゲスト講師を迎え、障害のある学生に特化したキャリア・就職に関する知識や情報が取得できる授業となっています。

アクセシビリティに関する教育

アクセシビリティリーダー育成協議会のプログラムに則って、障害者へのサポートや本学のアクセシビリティ向上を目的とした活動を行う人材の育成を行っています。下記の授業および、アクセシビリティ・ピアサポーター活動に参加することで、どなたでもアクセシビリティリーダー認定資格試験を受験することができます。

✓ アクセシビリティリーダー育成プログラム開講科目

アクセシビリティリーダー育成プログラム開講科目			
基幹教育 科目	総合 科目	アクセシビリティ基礎	アクセシビリティについての知識的・基礎的理解
		アクセシビリティ入門	情報アクセシビリティの理解・支援技術の習得
		バリアフリー支援入門	各種障害の知識的・体験的学習
		アクセシビリティ支援入門	聴覚障害に関する知識的・体験的学習、情報アクセシビリティ支援技術の取得、手話の言語的理解
		ユニバーサルデザイン研究	法学、アート、人類学、高等教育、工学等の多角的な視点からの知識・体験的学習
基幹教育 科目	高年次基幹教育 科目	アクセシビリティ マネジメント研究	高等教育におけるアクセシビリティ向上を目的としたプロジェクトの実施  ▲障害者スポーツ  ▲避難訓練
専攻教育 科目 (教育学部)	教育心理学系	アクセシビリティ心理学講義Ⅰ	「障害」へのアクセシビリティに関する心理学的な理解
		アクセシビリティ心理学講義Ⅱ	「発達障害」へのアクセシビリティ、当事者からみたアクセシビリティへのニーズに関する心理学的な理解
		アクセシビリティ心理学演習	特別支援教育におけるアクセシビリティに関する心理学的な観点からの理解
		アクセシビリティ実践演習	学外施設、小・中学校、特別支援学校への見学実習等の体験学習

✓ アクセシビリティ・ピアサポーター活動

インクルージョン支援推進室の指導の下、下記のような活動を行っています。
興味のある方はぜひご参加ください！

支援活動



バリアフリーマップ班

マネジメント活動



運営会議

啓発活動



クリアファイル 啓発ポスター

研修活動



手話 勉強会

車いす移動支援の様子です。

式典や授業で実際にサポートをしています！

視覚障害

✓ 視覚障害とは

一般的に視覚障害とは「盲」と「弱視（ロービジョン）」の2つに大きく分けられます。「盲」に分類されるのは、視覚的な情報を全く得られない、または殆ど得られない人たちです。文字の読み書きには点字を用いたり、実際に手で触れて事物の感覚で確かめたりします。移動する際には、白杖や盲導犬を使用します。一方で、「弱視」の人たちは保有する視力を活用しながら生活をしており、墨字（手書きや印刷した文字など）で読み書きを行います。文字を拡大するルーペなどの視覚補助具が必要になります。また、視覚に関わるどの部分に障害があるかや、障害の原因・程度も様々で、家庭や学校での教育によって培われてきた経験にも個人差があります。

● 主な疾患と困難例

視野狭窄	視野の周辺部が欠損している状態。(図1)
光覚障害	光を非常に眩しく感じる(羞明・図2) や暗い場所では周囲が見えにくくなる(夜盲・図3) などの状態。
色覚異常	特定の色の認識や、色の組み合わせが認識しにくい状態。(図4)
中心暗点	視野の中心が黒く、もしくは白く見える状態。(図5)



図1 視野狭窄



図2 光覚障害
(羞明)



図3 光覚障害
(夜盲)



図4 色覚障害



図5 中心暗点

✓ 視覚障害がある人の困難

時期	内容
試験	<ul style="list-style-type: none"> ●試験問題や細かい数字や図表などの読み取りが難しい ●問題を読むことに時間がかかり、テスト時間内での回答が難しい ●筆記やマークシートなど、回答用紙への記入が難しい
修学	<ul style="list-style-type: none"> ●授業中の指示語や同音異義語が分からない ●履修案内・教科書・授業プリント・講義スライド・ビデオ資料などの読み取りが難しい ●実習・実験などにおいて、危険を察知することが難しい
生活	<ul style="list-style-type: none"> ●通学・移動教室・休憩時間の移動など、人の移動で混雑する場合に危険がある ●食堂に掲示されている学食のメニューや、提供された食事が自分のものか判別できない ●誰かに話しかけられても、それが自分に向けられているものか分からない
災害	<ul style="list-style-type: none"> ●周囲の状況を把握し、安全なルートや方法で避難することが難しい ●周囲から危険を察知することや、視覚的な情報を得ることが難しい ●避難所など慣れていない場所での生活が難しい

✓ 視覚障害がある人への支援

視覚障害がある人への「合理的配慮」は、視覚から情報を得る場合の補助や触覚や聴覚などの視覚に代わる情報の提供といった情報にアクセスしやすくなるような内容が考えられます。例えば、修学面では、「物理的環境への配慮」として視覚機能を補助する支援機器の貸し出し、「意思疎通の配慮」として授業で使用する教材の文字や配色のユニバーサルデザイン化^{※1}や指示語や代名詞の具体化といった話し方の工夫、「ルール・慣行の柔軟な変更」として黒板が見えやすい座席の確保などの支援内容が考えられます。一方で、生活面では視覚障害者誘導ブロックの設置や街灯の設定などの環境の調整や、移動の支援をするガイドヘルプ^{※2}などの支援者の配置などが支援として考えられます。

視覚障害といっても、個人の症状や程度により支援の方法が異なるため、申請者本人と周囲で十分な打ち合わせ（建設的対話）をしながら支援を決定する必要があります。

●合理的配慮の具体例

物理的環境への配慮	意思疎通の配慮	ルール・慣行の柔軟な変更
■修学面 <ul style="list-style-type: none"> 支援機器の貸し出し（拡大読書器など） 座席の確保 ■生活面 <ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者誘導ブロックの設置 支援機器の貸し出し（白杖など） 街灯の設置 照明などの明るさの調整 視覚的な表示の拡大やサインの工夫 	■修学面 <ul style="list-style-type: none"> 授業で使用する教材や内容の事前伝達 紙面や文字の拡大 書類の点字化 話す際の名前の提示（例：「田中が話します」）や指示語・代名詞の具体化（例：「この年代」→「2000年代」） 板書やプリントへの色遣いの配慮 ユニバーサルフォントの使用 対面朗読者^{※3}の配置 ■生活面 <ul style="list-style-type: none"> ガイドヘルプの配置 位置情報伝達の工夫（クロックポジション^{※4}など） 図書館資料などのテキストデータ化^{※5} 情報配信の工夫（QRコードやARコードなど） 	■修学面 <ul style="list-style-type: none"> 活動制限に応じた授業内容や評価方法の変更 遠隔授業システムを用いた受講の許可

※1ユニバーサルデザイン化：障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

※2ガイドヘルプ：1人で外出をすることが困難な場合に、移動の介助を行う支援

※3対面朗読：活字による読書が困難な場合に、対面で資料を読み上げる支援

※4クロックポジション：物の位置を時計の文字盤に言い換えた方法で説明すること

※5テキストデータ化：紙媒体の文献を電子データに変換すること

●災害時の対応

災害は予測不可能であり、災害後は生活が一変し、普段の生活を取り戻すまで多大な時間を要します。そのため、災害時の避難方法や避難所で必要になる対応を事前に決めておくことが非常に重要です。視覚障害がある人に対して災害が生じた際の安全なルートの確保（視覚障害者誘導ブロック／障害物の確認）、口頭での災害情報提供、避難先までのガイドヘルプ、避難所での生活における情報保障が必要になります。

✓ 視覚障害がある人への支援関連情報

九州大学における取り組み！

テキストデータ化

視覚障害者などの印刷物を読むことが困難な人々のため、各国の権限を与えられた機関が作成した著作物の複製物について、国境を超えて交換できるように取り決められました（マラケシュ条約という）。この条約は2019年に日本においても発効されました。その一環で、本学でも視覚障害者が文献にアクセスしやすように、図書館に所蔵されている文献のテキストデータ化について準備を進めています。

視覚障害者用お役立ちアプリ

- 色のシミュレータ
スマートフォンなどに映る景色を様々な色覚異常の見え方で体験できるアプリ。
- 見え方紹介アプリ
スマートフォンなどに映る景色を弱視者の見え方に近い映像にできるアプリ。
- 明るく大きく
小さな文字が読みにくい人のための読字補助アプリ。



聴覚障害

✓ 聴覚障害とは

一般的に「聴覚障害」とは、その聞こえの程度によって「軽度・中等度・重度・ろう」に分けられ、外部の音声情報を大脳に送るための部位（外耳・中耳・内耳・聴神経）のいずれかに障害があるために、話し言葉や周囲の音が聞こえにくい、あるいは聞こえなくなっている状態のことをいいます。難聴の人たちが音を聞くためには、単純に「音」を大きくすれば良いわけではありません。人によって、補聴器の装用や、筆談や読話（話し手の口の形を元に話を読み取る）、手話の使用など、様々なコミュニケーション手段を用いて会話をしているため、多くの人が共有している音声情報をどのようにコミュニケーションを取れば良いかを考える必要があります。「聴覚障害」といっても、障害の原因や程度は様々で、家庭や学校での教育によって培われてきた経験にも個人差があります。また、見た目では分かりにくい障害のため、誤解を生んでしまうようなこともあります。

● 主な疾患と困難例

伝音性難聴	音振動を伝える部分の障害で、音が小さく聞こえる状態。
感音性難聴	音信号を電気信号に変換して脳に伝える部分の障害で、音の明瞭さが低下している状態。音が歪んで聞こえたり、高音だけ聞き取りにくかったりなど、様々なパターンが見られる。
混合性難聴	伝音・感音の両方の原因を持つ状態。

✓ 聴覚障害がある人の困難

時期	内容
試験	<ul style="list-style-type: none">● 注意事項や口頭指示を聞き逃す／分からない● リスニングなど音声問題の内容を聞き取ることが難しい● 集団ディスカッションや面接時に周囲の発言や状況が分からず、自分が発言するタイミングを掴みづらい
修学	<ul style="list-style-type: none">● 授業中の説明が聞き取りにくい● ビデオ教材など音声の聞き取りが難しく、字幕がなければ内容が分からない● 実験・実習時に周囲の音情報から危険を察知することができない
生活	<ul style="list-style-type: none">● 雑音下では聞き取りが難しく、友人との雑談の輪に入りづらい● 周囲からの呼びかけや、館内放送などのアナウンスが聞こえない● 補聴器などの支援機器をイヤフォンと間違えられ注意される
災害	<ul style="list-style-type: none">● 周囲の状況を把握し、安全なルートや方法で避難することが難しい● 周囲から危険を察知することや、緊急放送や避難誘導に関する情報を得にくい● 周囲の音状況が分からないことなどから、避難所でのコミュニケーションが難しい

✓ 聴覚障害がある人への支援

聴覚障害のある人への「合理的配慮」は、聴覚から情報を得る場合の補助や視覚情報といった聴覚に代わる情報の提供といった情報にアクセスしやすくなるような内容が考えられます。例えば、授業面では、「物理的環境への配慮」として教室内の音響整備、「意思疎通の配慮」として音声情報の視覚化や手話通訳者・ノートテイク^{*1}といった支援者の配置、「ルール・慣行の柔軟な変更」としてリスニングを免除するなどの支援内容が考えられます。一方で、生活場面では筆談や音を聞き取りやすい方向から話しかけるなどコミュニケーションの取り方を工夫することが支援として考えられます。

聴覚障害といっても個人の症状や程度により支援の方法が異なるため、申請者本人と周囲で十分な打ち合わせ（建設的対話）をしながら支援を決定する必要があります。

*1：ノートテイク：話している内容を手書き、もしくはパソコンで文字化する支援を行う人のこと。

● 合理的配慮の具体例

物理的環境への配慮	意思疎通の配慮	ルール・慣行の柔軟な変更
■ 修学面 <ul style="list-style-type: none"> 支援機器の貸し出し（補聴援助システムなど） 教室内の音響環境（マイクなど）の整備 座席の確保 ■ 生活面 <ul style="list-style-type: none"> 筆談機器の設置 災害用のフラッシュライトの設置 	■ 修学面 <ul style="list-style-type: none"> 授業で使用する教材や内容の事前伝達 手話通訳者やノートテイクなど支援者の配置 注意事項などの文書での伝達 視聴覚教材への字幕の挿入 ■ 生活面 <ul style="list-style-type: none"> 音声情報（館内放送など）の書面化 コミュニケーション手段の工夫（筆談など） 音声聞き取りやすい位置の確認や話し方の工夫 	■ 修学面 <ul style="list-style-type: none"> 集団ディスカッションにおける方法の変更（少人数体制、グループ間の距離の確保） 活動制限に応じた授業内容や評価方法の変更 遠隔授業システムを用いた受講の許可 リスニングの免除

● 災害時の対応

災害は予測不可能であり、災害後は生活が一変し、普段の生活を取り戻すまで多大な時間を要します。そのため、災害時の避難方法や避難所で必要になる対応を事前に決めておくことが非常に重要です。聴覚障害がある人については災害が起きたことを伝えるフラッシュライトの設置、災害情報に関する文書での伝達、避難所でのコミュニケーションの配慮（筆談や掲示、手話通訳者の手配）が必要になります。

✓ 聴覚障害がある人への支援関連情報

九州大学における取り組み！

支援機器の貸し出し

インクルージョン支援推進室では聴覚障害の情報保障のために様々な支援機器の貸し出しをしています。

● 補聴援助システム

マイクなどの送信機を使用し、補聴器などの受信機に音声情報を送信するシステム。



補聴援助システム

● UDトーク

音声認識技術を使用することにより、リアルタイムで字幕を作成するアプリ。



UDトーク

パソコンノートテイク

授業などにおいて、話者の発言内容を入力し、その画面を利用者に見せることで行う情報保障です。授業における情報保障に関心がある方やノートテイクになりたい方はインクルージョン支援推進室までご連絡ください。



ノートテイクの様子

肢体不自由

✓ 肢体不自由とは

「肢体不自由」とは四肢・体幹が病気や怪我で損なわれ、永続的に日常生活において不自由や困難が生じている状態をいいます。肢体不自由のある人は日常的な動作（移動・食事・排泄など）に加え、作業動作（文字を書く・パソコンを打つなど）についても困難さが生じます。

●主な疾患と困難例

脳	脳性麻痺	受胎から新生児の間に何らかの原因で受けた脳損傷の結果、姿勢・運動面に異常をきたした状態。自分で歩行できる状態から車いすが必要な状態まで、移動機能や手指機能の障害に幅がある。
	脳血管障害	脳血管が破れたり、詰まったりすることで、脳の細胞が壊れてしまう脳損傷状態。脳細胞が損傷を受けると、筋が突っ張る痙性運動麻痺などになる。自分で歩行できる状態から車いすが必要な状態まで、移動機能や手指機能の障害に幅がある。
脊髄・末梢神経	脊髄損傷	スポーツや交通事故などによる脊髄損傷で、腕や足の動作や姿勢の保持が難しい状態。
	二分脊椎	胎児期による器官発生障害で、主に腰の脊椎の癒合不全によって下肢機能が失われる状態。
	シャルコー・マリー・トゥース病	遺伝性の末梢神経疾患で、手足等の末端から運動および感覚神経の機能が障害される状態。
	ALS（筋萎縮性側索硬化症）	筋肉を働かせる神経機能が失われるために、動いたり、呼吸したりすることができなくなる原因不明の疾患。進行していき、要介助で人工呼吸器の使用が必要となる。
筋	筋ジストロフィー	筋そのものが衰え萎縮していく疾患。いくつかの型があり、「デュシェンヌ型」は15歳ごろには要全介助となり、人工呼吸器が必要となる。これ以外の筋疾患をミオパチーという。
骨	四肢欠損	先天奇形、指や腕の欠損がある状態。
	変形性股関節症	股関節の軟骨がすり減って、関節の可動域制限や筋萎縮による筋低下、患側下肢の短縮、それらによる跛行といった症状が見られる。
	骨形成不全症	生まれつき骨が著しく脆く、成人までに骨折が多く見られる。

✓ 肢体不自由がある人の困難

時期	内容
試験	●筆記などの動作に時間がかかるため、所定時間内での回答が難しい ●着席や所定の座席での受験が難しい
修学	●ページをめくるなどの紙の取り扱いが難しい ●板書をノートに書き写すことが難しい ●実験などの細かい操作が難しい
生活	●段差が多い場所やエレベーターがない場所での移動が難しい ●食事やトイレに介助者が必要な場合がある ●荷物の持ち運びが難しい
災害	●即座に一人で避難することができない ●避難ルートの確保が難しい ●避難先がバリアフリーではない場合、移動や生活が難しい

✓ 肢体不自由がある人への支援

肢体不自由がある人への「合理的配慮」は、物理的なバリアを取り除くことや日常的な動作への補助などの内容が考えられます。例えば、修学面では、「物理的環境への配慮」として高さの調節が可能な専用机や専用いすといった修学環境を整える支援機器の貸し出し、「意思疎通の配慮」として授業で使用する教材の提供形式（データ化など）の工夫、「ルール・慣行の柔軟な変更」として身体の活動制限に応じた授業内容や評価方法の工夫などの支援内容が考えられます。一方で、生活面ではエレベーターやスロープの設置といった設備改善や介助者の配置などが支援として考えられます。

肢体不自由といっても、個人の症状や程度により支援の方法が異なるため、申請者本人と周囲で十分な打ち合わせ（建設的対話）をしながら支援を決定する必要があります。

● 合理的配慮の具体例

物理的環境への配慮	意思疎通の配慮	ルール・慣行の柔軟な変更
■ 修学面 <ul style="list-style-type: none"> 支援機器の貸し出し (車いす、専用机、専用いす、足台など) アクセスしやすい教室への変更 座席の確保 ■ 生活面 <ul style="list-style-type: none"> エレベーターやスロープの設置 車いすが通ることができる通路の確保 専用ロッカーの確保 駐車場の確保 	■ 修学面 <ul style="list-style-type: none"> 授業で使用する教材や内容の事前伝達 ノートテイクや介助者など支援者の配置 授業で使用する資料の提供形式の工夫 (データでの送付、紙面のホチキス止めをしないなど) 問題用紙や解答用紙の拡大 ■ 生活面 <ul style="list-style-type: none"> 話しやすい位置の確認や話し方の工夫 図書館資料などのテキストデータ化 車いすの移動支援や食事、排せつに関する介助者の配置 自筆が必要な書面への介助者などによる代筆の許可 	■ 修学面 <ul style="list-style-type: none"> 活動制限に応じた授業内容や評価方法の変更 レポートや試験などの解答方法の変更 遠隔授業システムを用いた受講の許可 ■ 生活面 <ul style="list-style-type: none"> 自家用車での入校許可 外部から派遣された介助者の同伴許可

● 災害時の対応

災害は予測不可能であり、災害後は生活が一変し、普段の生活を取り戻すまで多大な時間を要します。そのため、災害時の避難方法や避難所で必要になる対応を事前に決めておくことが非常に重要です。肢体不自由がある人については、災害時の避難場所へ移動する際の補助や、避難所での生活介助、急な体調不良が生じた際の医療機関との連携が必要になります。

✓ 肢体不自由がある人への支援関連情報

九州大学における取り組み！

重度訪問介護利用者の大学修学支援事業との連携

重度障害者が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間において、重度障害者に対して大学敷地内で修学に必要な身体介護などを提供し、もって障害者の社会参加を促進することを目的とした制度です。詳細については、市の保健福祉局障がい者部へお尋ねください！

介助ベルト

災害時に体の不自由な人や病気の人などを避難させる際、素早く安全に避難することを目的とした緊急避難具です。



実際に背負っている様子

発達障害

✓ 発達障害とは

「発達障害」とは、中枢神経系の障害のため、対人的なコミュニケーション・社会性・注意力等の能力の偏りや学習面での問題が生じ、生活に困難をきたす障害をいいます。発達障害は見た目では分かりにくく、行動面や言動での特性が現れることもありますが、障害の程度によってはそれらが目立ちにくいことも少なくありません。また、発達障害に起因するトラブルが起こっていたとしても、周囲から“困った人”として受け止められて、支援の必要性が認識されない場合もあります。さらに、環境との相互作用により問題が生じることが多いため、個人の困難さをどのように解消・軽減するか判断が難しい場合があります。

● 主な疾患と困難例

自閉スペクトラム症 (ASD)	コミュニケーション障害	対人的な距離感の測り方や、通常の会話のやりとりに困難さがみられる状態。 他者と興味・情動または感情を共有すること、物事を想像することなどに困難さがある。
	行動・興味・反復的な行動様式	非言語的なコミュニケーション（視線・表情・身振り・手振り）に関する、理解・表出に困難さがある状態。
注意欠如・多動症 (ADHD)	不注意	常同的にまたは反復的な身体運動・物の使用・会話が見られる。同一性や自分の習慣などへのこだわりがある。感覚刺激（音・光・臭い・触覚など）に極めて敏感もしくは鈍感である。
	多動性および衝動性	細部の見落としや課題遂行の不確かさ、しばしば注意の持続に困難さがある状態。課題や活動を順序立てて行うことに困難さがある。
限局性学習症 (SLD)		落ち着いた行動ができず、こだわりなどからパニックが強まることもある ●状況に応じた臨機応変な対応が難しい ●大学からの災害情報などを入手することが難しい

✓ 発達障害がある人の困難

時期	内容
試験	<ul style="list-style-type: none"> ●試験における注意事項など口頭での説明を聞き逃してしまう ●手先の不器用さなどの理由から、文字を書くことに苦手さがある ●集団討論などで、話の流れを追うことや、発言のタイミングをつかむことが難しい
修学	<ul style="list-style-type: none"> ●授業時間割を詰め込みすぎ／必要な単位が分からないなど履修計画が難しい ●授業の説明を聞きながら板書をノートに写すことが難しい ●レポートを計画的に書くことや、抽象的な課題に取り組むことが難しい
生活	<ul style="list-style-type: none"> ●感覚の過敏性があるため、騒がしい場所では疲れてしまう ●集合時間や場所を間違える ●対人関係をうまく構築できず、トラブルになることが多い
災害	<ul style="list-style-type: none"> ●落ち着いた行動ができず、こだわりなどからパニックが強まることもある ●状況に応じた臨機応変な対応が難しい ●大学からの災害情報などを入手することが難しい

✓ 発達障害がある人への支援

発達障害がある人への「合理的配慮」は、不注意傾向、他者とのコミュニケーションの苦手さ、感覚の過敏さなどの個人の特性に合うような内容を考えることが重要です。例えば、修学面では「物理的環境への配慮」として周囲の騒音を遮断するノイズキャンセリングヘッドフォンといった支援機器の貸し出し、「意思疎通の配慮」として音声情報の視覚化や授業の見通しの提示、「ルール・慣行の柔軟な変更」として集団ディスカッションや口頭発表における代替方法の設定などが支援内容として考えられます。一方で、生活面では体調不良時に安心して横になれる休養スペースの確保や比喻・暗黙の了解・抽象的な表現を用いず直接的・明示的に表現をするなどのコミュニケーションの工夫が支援内容として考えられます。

発達障害の学生の多くは自己理解に対する困難さがあります。そのため、まずは本人に“自分が何に困っているのか”を明確に理解させたうえで、打ち合わせ（建設的対話）において具体的に支援内容・方法を決定することが大切です。本人が感じる困難さの原因と対処法、その後の見通しなどを明確にしていくようなアプローチを行うことで、発達障害のある人の自己理解が深まり、その後の自己決定スキルの獲得にもつながります。

●合理的配慮の具体例

物理的環境への配慮	意思疎通の配慮	ルール・慣行の柔軟な変更
<p>■修学面</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援機器の貸し出し（補聴援助システム、ノイズキャンセリングヘッドフォン） 座席の確保 <p>■生活面</p> <ul style="list-style-type: none"> 休養スペースの確保 	<p>■修学面</p> <ul style="list-style-type: none"> 授業で使用する教材や内容の事前伝達 ノートテイクなど支援者の配置 注意事項などの文書での伝達 指示語の具体化、見通しの提示 テキストベースでの意思表示の許可 授業内容の録画・録音の許可 <p>■生活面</p> <ul style="list-style-type: none"> コミュニケーションの工夫（直接的な表現、図・イラストでの提示） 図書館資料などのテキストデータ化 視覚的に情報が取得しやすい掲示の工夫 	<p>■修学面</p> <ul style="list-style-type: none"> 集団ディスカッションや口頭発表における代替方法の設定（教員やTAとのグループ化、個別発表 など） 実験やフィールドワークなどの学外実習への対応 課題などの提出期限の延長 パソコンの持ち込み許可 遠隔授業システムを用いた受講の許可

●災害時の対応

災害は予測不可能であり、災害後は生活が一変し、普段の生活を取り戻すまで多大な時間を要します。そのため、災害時の避難方法や避難所で必要になる対応を事前に決めておくことが非常に重要です。発達障害がある人については、災害時にパニックに陥らないように安全な避難ルートや避難先の事前確認や、災害時の連絡先や相談窓口の明確化、パニックに陥った際の支援機器（ノイズキャンセリングヘッドフォン、サングラス、アイマスクなど）や休養室が必要になります。

✓ 発達障害がある人への支援関連情報

九州大学における取り組み！

キャリア教育支援

本学では、障害のある学生を対象に、低年次から参加可能なキャリア教育支援が実施されています（詳細は、p8）。本格的な就職活動や就職を前に『サキドリ！！』して体験することができます。

精神障害

✓ 精神障害とは

「精神障害」とは、何らかの脳の器質的変化あるいは機能的障害から様々な精神症状、身体症状、行動の変化が生じ、日常生活や社会生活に支障をきたしている状態をいいます。精神障害は高等教育機関に在籍する障害学生の中で2番目に多く、また本人の状態や症状によっては急な支援を要します。見た目では分かりにくい障害であるため、本人や周囲が努力不足として障害を受け止めてしまい、症状が悪化するケースも少なくありません。また、療養のために長期間欠席することがあります。治療後も必ずしも通常のレベルで修学や生活に取り組みるとは限らず、知的作業能力が十分に回復していない場合があります。

● 主な疾患と困難例

統合失調症	幻覚や妄想などの陽性症状を呈することが多く、思考の障害や情動面の不安定さ、不安、睡眠障害を伴う場合がある。急性期は陽性症状が見られるが、その後の経過において、活動性が低下したり感情の表出が乏しくなったりする陰性症状が顕在化する場合がある。
抑うつ障害群	●うつ病：殆ど毎日、1日中抑うつ気分になり、不眠、食欲減退、意欲の低下などの症状が現れる。 ●双極性障害：1型/2型があり、抑うつ状態だけではなく、気分が高揚する躁状態が出現する。
不安症群	●「選択性緘黙」：特定の話すことが期待される社会的状況において話すことが一貫して難しい症状がみられる。 ●「パニック症」：強い不安、動悸、呼吸困難、手足のしびれ、めまい、気が遠くなる感じなどが突然出現する症状がみられる。 ●「社交不安症」：他者の注目を浴びる可能性のある社交場面に著しい恐怖や不安を感じる症状がみられる。
強迫症	繰り返される持続的な思考や衝動等で強い不安や苦痛を伴う強迫観念や強迫行為（例：手を洗う、順番に並べる、確認するなどの行動が繰り返しまられる）のどちらか、もしくは両方が症状としてみられる。
適応障害	日常的な出来事がストレスになって発症する。原因となるストレス因が明らかであり、その原因が解決すれば6カ月以内に回復が期待される。ただ、原因となるストレス因が継続する場合、症状が慢性化することもある。
睡眠障害	不眠や早期覚醒、睡眠が浅い場合など様々な状態がある。睡眠リズムの乱れにより起きていべき時間に起きられない「概日リズム睡眠障害」や十分な睡眠をとったにも関わらず日中に居眠りをしてしまう「中枢性過眠症（ナルコレプシー）」などがある。
高次脳機能障害	交通事故や脳血管障害などにより、脳にダメージを受けることで記憶・注意・遂行機能（物事の計画を立てる、優先順位をつけるなどの機能）などの認知や社会的行動などに支障をきたす場合がある。

✓ 精神障害がある人の困難

時期	内容
試験	●集団の中で筆記試験を受けることが難しい ●試験中に体調を崩すことがあり、休憩や服薬が必要になることがある ●面接試験など、対人的な緊張場面で不安を感じることもある
修学	●グループワークや発表などで不安や緊張が高まる ●認知機能の低下や服薬により、集中の持続が難しい ●体調によりレポート課題などに取り組むことが難しく、作成に時間がかかる
生活	●新しい環境に馴染むことに時間を要し、疲れてしまう ●大講義室や食堂などの人が多い場所に行くことが難しい ●極度な対人緊張や不安がある場合、対人関係を築くことが難しい
災害	●極度のストレスによってパニック状態に陥ることがある ●避難先での集団生活に適応することが難しい ●避難先で内服薬を得ることが難しく、症状が悪化する

✓ 精神障害がある人への支援

精神障害がある人への「合理的配慮」は、対人的な不安や緊張が軽減するような環境設定や定期通院や入院による長期間欠席をする場合に修学と治療が両立できるような内容が考えられます。例えば、修学面では「物理的環境への配慮」として別室や個室での受講、受験、「意思疎通の配慮」として体調が急変した際の連絡窓口の明確化、「ルール・慣行の柔軟な変更」として通院における欠席時の代替措置などが支援内容として考えられます。一方で、生活面では体調不良時に安心して横になれる休養スペースの確保が支援として考えられます。

精神障害といっても個人の症状や程度により支援の方法が異なるため、本人と周囲で十分な打ち合わせ（建設的対話）をしながら支援を決定する必要があります。ただ、人によっては自身の障害に対する病識が乏しい場合があり、本人の症状の理解を促すことから支援が始まるケースもあります。精神障害がある人への支援は、病院などの他機関との連携が必要となり、本人が安心して病院の継続受診ができるような環境を整えることが大切です。

● 合理的配慮の具体例

物理的環境への配慮	意思疎通の配慮	ルール・慣行の柔軟な変更
■ 修学面 <ul style="list-style-type: none"> 別室や個室での受講、受験 座席の確保 ■ 生活面 <ul style="list-style-type: none"> 休養スペースの確保 体調に合わせた照明の明るさや室温の調整 	■ 修学面 <ul style="list-style-type: none"> 授業で使用する教材や内容の事前伝達 注意事項などの文書での伝達 授業内容の録画・録音の許可 体調が急変した際の連絡窓口の明確化 ■ 生活面 <ul style="list-style-type: none"> 対面で会話が難しい場合の意思疎通方法の調整（電話・メール・オンライン会議システム など） 	■ 修学面 <ul style="list-style-type: none"> 集団ディスカッションや口頭発表における代替方法の設定（教員や TA とのグループ化、個別発表など） 通院などにおける欠席時の代替措置 課題などの提出期限の延長 授業中の服薬・補水の許可 体調不良時の途中退出や休憩の許可 遠隔授業システムを用いた受講の許可

● 災害時の対応

災害は予測不可能であり、災害後は生活が一変し、普段の生活を取り戻すまで多大な時間を要します。そのため、災害時の避難方法や避難所で必要になる対応を事前に決めておくことが非常に重要です。精神障害がある人については、災害時にパニックに陥らないように安全な避難ルートや避難先の事前確認や、災害時の連絡先や相談窓口の明確化、場合によって服薬の管理や休養室が必要になります。

✓ 精神障害がある人への支援関連情報

九州大学における取り組み！

伊都診療所（伊都キャンパスセンターゾーン6号館1階）

九州大学のキャンパス内にあり、一般診療のため、紹介状などは必要ありません。大学内に薬局も併設されているので、診察後、すぐに薬を受け取れます。

[診察時間]

● 内科（月～金）

午前10:00～13:00（受付12:30まで）
午後14:00～17:00（受付16:30まで）

● 精神科（月・火・金）

14:00～17:00
（※要予約）

● HP： <https://itoclinic.kyushu-u.ac.jp>

※受診される際は、休診日などについて事前にホームページからご確認ください。



病弱・虚弱

✓ 病弱・虚弱とは

「病弱・虚弱」とは、慢性的な呼吸器疾患、腎臓疾患、神経疾患、悪性新生物、そのほか政令で定める疾患（難病）および身体虚弱の状態が長期間にわたる見込みのもので、医療や生活規制が必要になります。病弱・虚弱のある人は、本人が申告しない限り外見からは分かりにくい障害です。療養のために長期欠席することや、学校生活や社会生活を送る上で活動が制限されてしまう場合があります。また、同じようなケースが少ないため、共感しあえる友人が少なく、体調不良時や様々な制限・制約によって学生生活がうまくいかなかった時などに心理的に孤独に陥りやすいことがあります。

● 主な疾患と困難例

てんかん	様々な原因で起こる慢性脳疾患。痙攣などを繰り返す発作（てんかん発作）を主な徴候とする。 てんかん発作には様々なタイプがあるが、意識消失を伴う強直間代発作（大発作）が最も多くみられる。
気管支喘息	気道の慢性的な炎症により気管支が過敏な状態になり、発作性の咳や喘鳴を伴う呼吸障害（喘息発作）を繰り返す疾患で、ダニや埃などの空気中のアレルゲンに対するアレルギー反応が原因であることが多い。
食物アレルギー・アナフィラキシー	特定の食物を摂取することによって、皮膚や呼吸器、消化器、あるいは全身性に生じるアレルギー反応。また、アレルギー反応によりじんましんなどの皮膚症状、腹痛、嘔吐などの消化器症状、喘鳴、呼吸困難のような呼吸器症状など複数の症状が、同時に出現した状態をアナフィラキシーという。
ネフローゼ症候群・慢性腎疾患	腎臓の中で血液中から尿を生成する組織の異常により、尿中から多量のタンパク質が体外に失われる疾患。腎機能が著しく低下した場合には、人工透析を定期的に行う必要がある。
インスリン依存性糖尿病	膵臓からのインスリンの分泌がないため、糖の利用が難しい疾患。無治療の場合、高血糖、尿糖がみられ、次第に多飲・多尿・体重減少が出現し、最終的には意識障害に至る。治療としてインスリン補充療法がおこなわれるが、一般的に自己注射による補充を要する。
潰瘍性大腸炎	大腸の粘膜にびらんや潰瘍ができる大腸の炎症性疾患。下血を伴う、または伴わない下痢と、腹痛が頻繁に生じる。

✓ 病弱・虚弱がある人の困難

時期	内容
試験	● 集団試験の場合に感染症の恐れがある ● 試験中に急な体調不良になる ● 服薬を必要とする場合がある
修学	● 通院や急な体調不良による授業欠席や、入院により長期間欠席することがある ● 授業中に体調不良で途中退出をすることがある ● 運動制限のため、実技によっては参加することができない
生活	● 長時間の移動や階段などの移動に支障がでることがある ● 食事制限やアレルギーなどにより、学食や生協で食べられるものが制限される ● 急な体調不良の際に緊急搬送が必要になる場合がある
災害	● 避難環境が劣悪な場合、感染症を引き起こすことがある ● 避難食等にアレルゲンとなるものが混在する可能性がある ● 避難先で内服薬を得ることが難しく、症状が悪化する

具体的な支援

✓ 病弱・虚弱がある人への支援

病弱・虚弱がある人への「合理的配慮」は、急な体調不良時の遅刻・欠席への対応や定期通院や入院による長期間欠席をする場合に修学と治療が両立できるような内容が考えられます。例えば、修学面では「物理的環境への配慮」として体調不良時の移動を支援する車いすなどの支援機器の貸し出し、「意思疎通の配慮」として長期間欠席した際の連絡先の明確化、「ルール・慣行の柔軟な変更」として気分が悪くなった場合の途中退席の許可などが支援内容として考えられます。一方で、生活面では体調不良時に安心して横になれる休養スペースの確保や移動支援などが支援として考えられます。

病弱・虚弱といっても、個人の症状や程度により支援の方法が異なるため、申請者本人と周囲で十分な打ち合わせ（建設的対話）をしながら支援を決定する必要があります。特に、症状によっては、緊急対応を求められる場合もありますので、日ごろから緊急搬送先や服薬の有無などの必要な情報を関係者間で共有することが重要です。

●合理的配慮の具体例

物理的環境への配慮	意思疎通の配慮	ルール・慣行の柔軟な変更
■修学面 <ul style="list-style-type: none"> 支援機器の貸し出し（車いす など） 座席の確保 ■生活面 <ul style="list-style-type: none"> 休養スペースの確保 体調に合わせた室温の調整 	■修学面 <ul style="list-style-type: none"> 急な欠席時の連絡先の明確化 ■生活面 <ul style="list-style-type: none"> 緊急対応時の対応方法の確認 介助者の配置 	■修学面 <ul style="list-style-type: none"> 活動制限に応じた授業内容や評価方法の変更 通院などにおける欠席時の代替措置 課題などの提出期限の延長 授業中の服薬・補水・補食の許可 体調不良時の途中退出や休憩の許可 遠隔授業システムを用いた受講の許可 ■生活面 <ul style="list-style-type: none"> 食品アレルギーや栄養成分の表示 除去食の提供

●災害時の対応

災害は予測不可能であり、災害後は生活が一変し、普段の生活を取り戻すまで多大な時間を要します。そのため、災害時の避難方法や避難所で必要になる対応を事前に決めておくことが非常に重要です。病弱・虚弱がある人については、避難先での内服薬や休養室の確保、急な体調不良が生じた際の医療機関との連携が必要です。

✓ 病弱・虚弱がある人への支援関連情報

九州大学における取り組み！

除去食の提供

アレルギーのある学生や食事制限がある学生にとっては、食堂などで提供される食事の詳細情報や食事制限に対応したメニューが必要です。本学では上記のような悩みを抱える学生のために、学務部が窓口になって、除去食の提供に関する相談を受け付けています。

難病NET.RDing福岡

難病への理解促進、難病患者の就労の促進を目的として、2013年に発足されたNPO。就労問題を始めとした様々な困りごとに対して一緒に考えていきます。

難病NET.RDing福岡代表・九州大学卒業生

インクルージョン支援推進室 卒業生インタビュー
「人間関係ベースで広がる難病理解」：www.chc.kyushu-u.ac.jp/~webpage/organization/img/barrierfree_16.pdf



平成27年度九大就規第18号

制定：平成28年3月28日

最終改正：令和4年2月21日

(目的)

第1条 この規程は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定。）に則して、国立大学法人九州大学（以下「本学」という。）に勤務する職員及び役員（以下「職員等」という。）が障害者に対して適切に対応するための必要な事項を定めることにより、本学における障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とする。

(基本方針)

第2条 本学は、障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号）、障害者基本法（昭和45年法律第84号。）及び障害者差別解消法の趣旨に則り、職員等が障害を理由とする差別の解消に取り組むよう監督するとともに、障害者が障害者でない者と平等に教育、研究、その他本学が行う活動全般（以下「教育研究等」という。）に参加できるよう機会の確保に努めることとする。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある本学の職員等及び学生その他本学が行う教育研究等の活動全般に参加するすべてのもの
- (2) 社会的障壁 障害者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となる、社会における事物、制度、慣行及び観念その他すべてのもの
- (3) 不当な差別的取扱い 障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、教育・研究その他本学が行う活動全般について機会の提供を拒否し、又は提供に当たって場所・時間帯などを制限すること、及び障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害すること（ただし、障害者の平等を促進し、又は達成するために必要な特別な措置を除く。）
- (4) 合理的配慮 障害者が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重な負担を課さないもの
- (5) 部局 学部、学府、研究院、基幹教育院、高等研究院、附置研究所、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所、病院、附属図書館、情報基盤研究開発センター、エネルギー研究教育機構、学内共同教育研究センター、先導的学術研究センター、学術研究・産学官連携本部、推進室等、事務局（監査室を含む。）及び部局事務部

- (6) 事前改善措置 必要な人材の配置並びに施設、設備、情報等のバリアフリー及びユニバーサル・デザインの促進等のアクセシビリティの向上のための環境整備等

(不当な差別的取り扱いの禁止)

- 第4条 職員等は、業務を行うに当たり、障害を理由として、障害者でない者と比して不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
- 2 職員等は、不当な差別的取扱いを行わないよう、別に定める実施要領に留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

- 第5条 職員等は、業務を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状況に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮の提供をしなければならない。
- 2 前項の意思の表明がない場合であっても、当該障害者がその除去を必要としていることが明白である場合には、当該障害者に対して適切と思われる合理的配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取り組みに努めなければならない。
- 3 職員等は、合理的配慮の提供に当たり、別に定める実施要領に留意するものとする。

(事前改善措置)

- 第6条 本学は、個々の場面において、個々の障害者に対する合理的配慮を的確に行うため、事前改善措置に努めることとする。

(障害者差別解消最高管理責任者)

- 第7条 本学に、障害者差別解消最高管理責任者（以下「最高管理責任者」という。）を置き、総長をもって充てる。
- 2 最高管理責任者は、本学における障害を理由とする差別の解消の推進及びそのための環境整備等（以下「障害者差別解消の推進等」という。）に関する業務を統括し、最終責任を負うものとする。

(障害者差別解消総括監督責任者)

- 第8条 本学に、障害者差別解消総括監督責任者（以下「総括監督責任者」という。）を置き、障害者支援推進担当理事をもって充てる。
- 2 総括監督責任者は、必要な人員の配置、職員等に対する研修の実施、障害者の受入方針の策定、施設等のバリアフリー化の促進、情報アクセシビリティの向上その他障害者差別解消の推進に関し、関係する各理事の協力を得て、必要な措置を講ずるものとする。

(障害者差別解消監督責任者)

- 第9条 本学に、障害者差別解消監督責任者（以下「監督責任者」という。）を置き、部局の長をもって充てる。
- 2 監督責任者は、当該部局における障害者差別解消の推進等に必要な措置を講ずるものとする。
- 3 監督責任者は、当該部局に所属する職員に対して、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 日常の業務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、当該部局の職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
 - (2) 障害者から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談及び苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
 - (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、当該部局の職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。
- 4 監督責任者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、総括監督責任者に報告するとともに、その指示に従い、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(障害者差別解消監督補助者)

第10条 部局に、障害者差別解消監督補助者（以下「監督補助者」という。）を置くことができる。

- 2 監督補助者は、当該部局の職員のうちから監督責任者が指名する。
- 3 監督補助者は、監督責任者の業務を補佐する。

(相談体制の整備)

第11条 最高管理責任者は、障害者及びその家族その他関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じるため、本学に相談窓口を置く。

- 2 前項の相談窓口については、別に定める実施要領のとおりとする。
- 3 最高管理責任者は、必要に応じ、相談窓口の充実を図るよう努めるものとする。

(紛争防止等のための調査・審議)

第12条 障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決に関しての調査・審議は、障害者支援推進委員会において行う。

(職員等への研修及び啓発)

第13条 最高管理責任者は、障害者差別解消の推進等を図るため、職員等に対して、次に掲げる研修及び啓発を行うものとする。

- (1) 障害特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するための研修
 - (2) 障害者差別解消の推進に対応するために必要なマニュアルの活用等による意識の啓発
- 2 最高管理責任者は、新たに職員等となった者に対して、障害を理由とする差別に関する基本的な事項について理解させるための研修を行うものとする。
 - 3 最高管理責任者は、新たに監督責任者となった者に対して、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる責務・役割について理解させるための研修を行うものとする。
 - 4 最高管理責任者は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、障害のある学生及び職員等に対する支援の方針、相談体制、合理的配慮の事例等を、ホームページに掲載する等の方法により学内外に公開することに努める。

(障害を理由とする差別を解消するための措置)

第14条 雇用に関する障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第13条に定めるところによる。

(職員等がこの規程に違反した場合の措置)

第15条 この規程に違反する行為があったと思料されるときは、最高管理責任者は、調査を行い、調査の結果、当該職員等にこの規程に違反する行為があったと認められる場合においては、必要な措置を講ずるものとする。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、本学における障害を理由とする差別の解消の推進に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年度九大就規第12号)：この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年度九大就規第13号)：この規程は、平成28年11月1日から施行する。

附 則 (平成29年度九大就規第12号)：この規程は、平成29年11月1日から施行する。

附 則 (平成29年度九大就規第17号)：この規程は、平成30年2月1日から施行する。

附 則 (平成30年度九大就規第17号)：この規程は、平成31年2月1日から施行する。

附 則 (平成30年度九大就規第42号)：この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年度九大就規第2号)：この規程は、令和3年5月1日から施行する。

附 則：この規程は、令和4年4月1日から施行する。

実施:平成28年4月1日
一部改訂:令和4年2月21日

この実施要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）及び障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）の規定を踏まえ、国立大学法人九州大学（以下「本学」という。）における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程（平成27年度九大就規第14号。以下「規程」という。）に即して、本学に勤務する職員及び役員（以下「職員等」という。）が適切に対応するために留意すべき事項、その他必要な事項を定めるものである。

規程第3条第1号に規定する「本学の職員等及び学生その他本学が行う教育研究等の活動全般」とは、本学が実施するすべての教育・研究活動及び本学が実施する行事並びにそれらの活動に伴う学内施設の利用等のことであり、以下のものを含む。

- (1) 正課教育・研究活動
講義及び実験、実習及び演習、フィールドワーク並びに大学院における研究指導等の正課教育及び研究活動（これらに対する予習・復習・課題への対応等を含む。）
- (2) 正課外教育
履修指導、就職指導、学生相談、留学相談等
- (3) 学内施設の利用
附属図書館、情報処理室、学生寮、保健管理室等の学生支援関係施設等
- (4) 本学が主催する行事
オープンキャンパス、入学式及びオリエンテーション、卒業式等
- (5) その他
上記(1)～(4)と密接に関連する入学試験、履修登録、試験、休講等の各種情報の入手又は奨学金の申請等

第1 障害を理由とする差別の解消の推進に係る基本的な考え方

職員等が、業務を行うに当たり、次の事項については、障害者差別解消法及び障害者雇用促進法の規定により、法的義務を負っていることに留意すること。

- (1) 規程第4条で規定する不当な差別的取扱いの禁止
- (2) 規程第5条で規定する合理的配慮の提供

第2 不当な差別的取扱いとならない正当な理由の考え方

規程第3条第3号に規定する不当な差別的取扱いであるのかどうかの判断には、その取扱いを行う正当な理由の有無が重要となる。正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。職員等は、正当な理由に相当するか否かについて、建設的対話や変更・調整の実施の努力を尽くすなど、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことのないよう、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益（安全の確保、財産の保全、損害発生防止等）及び本学の教育・研究その他本学が行う活動全般の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員等は、正当な理由があると判断した場合には、障害者に根拠を示し、その理由を説明するものとし、理解を得るよう努めなければならない。

第3 不当な差別的取扱いの基本的考え方

障害者差別解消法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否すること又は提供に当たって場所・時間帯などを制限すること、障害者でない者に対しては付さない条件を付することなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

ただし、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的

取扱いではない。

したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、障害者差別解消法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる本学の教育・研究その他本学が行う活動全般について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

第4 合理的配慮の基本的な考え方

1. 障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）第2条及び規程第3条第4号において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

障害者差別解消法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、全ての事業者に対し、その事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。

合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するという「医学モデル」のみならず、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるという「社会モデル」を統合した考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮は、本学の教育・研究その他本学が行う活動全般の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、教育・研究その他本学が行う活動全般の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。なお、合理的配慮を提供したことを理由として、その障害者を不利益に扱うことは不当な差別的取り扱いとなることを留意する必要がある。

2. 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、第5に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮とは別に、4. に示す環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

3. 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

また、障害者からの意思表示のみでなく、知的障害、精神障害、発達障害及び難病等により本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者・介助者、法定代理人等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、障害者差別解消法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めなければならない。

4. 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。
5. 本学がその教育・研究その他本学が行う活動全般において実施する業務を事業者に委託等する場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、この実施要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めなければならない。

第5 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、障害者差別解消法の趣旨を損なうこと（具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈することなど）なく、個別の事案ごとに、次に掲げる要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。職員等は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者に根拠を示し、その理由を説明するものとし、理解を得るよう努めなければならない。

- (1) 教育・研究その他本学が行う活動全般への影響の程度（その目的・内容・機能を損なうか否か）
- (2) 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- (3) 費用・負担の程度
- (4) 本学の規模、財務状況

第6 相談窓口

規程第11条に定める本学の相談窓口は、下記のとおりとする。

1. キャンパスライフ・健康支援センター
 - (1) 健康相談室
 - (2) 学生相談室
 - (3) インクルージョン支援推進室
 - (4) コーディネート室
2. 各学部・学府学生相談担当教員
3. 所属部局（学生担当係、人事担当係）
4. 事務局各部総務担当係
5. 病院患者相談支援室

第7 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は次に掲げるとおりである。なお、第3で示したとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなる。

また、これらの具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、これらはあくまでも例示であり、不当な差別的取扱いがこれらの具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

1. 学生・職員等・患者・その他本学が行う教育・研究その他本学が行う活動全般に参加するすべての者共通の対応（以下、「共通の対応」という。）
 - (1) 障害があることを理由に窓口対応を拒否すること。
 - (2) 障害があることを理由に式典、行事、説明会、シンポジウムへの出席を拒否すること。
 - (3) 障害があることを理由に事務窓口等での対応順序を劣後させること。
 - (4) 障害があることを理由に施設等の利用やサービスの提供を拒否すること。
 - (5) 障害があることを理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒否すること。
 - (6) 職務の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害があることを理由に、来学の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒んだりすること。

2. 学生への対応

- (1) 障害があることを理由に受験を拒否すること。
- (2) 障害があることを理由に入学を拒否すること。
- (3) 障害があることを理由に授業受講を拒否すること。
- (4) 障害があることを理由に研究指導を拒否すること。
- (5) 障害があることを理由に実習、研修、フィールドワーク等への参加を拒否すること。
- (6) 障害があることを理由に学生寮への入居を拒否すること。
- (7) 手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイクなどの情報保障手段を用意できないからという理由で、障害のある学生等の授業受講や研修、講習、実習等への参加を拒否すること。
- (8) 試験等において、合理的配慮を受けたことを理由に評価に差をつけること。
- (9) 運動能力の程度を確認することなく、四肢に障害がある者は一律に運動能力に欠ける等として体育授業や研修、講習、会議、実習、イベントへの参加を受け付けないこと。
- (10) 軽度の障害であることが明白であり、教員や周囲の学生による簡単な配慮で授業受講が可能で、本人も介助は不要と申請しているにもかかわらず、介助者をともなって参加することを条件付けること。
- (11) 障害があることを理由に、授業受講を免除すること。

3. 職員等への対応

- (1) 障害があることを理由に宿舎への入居を拒否すること。
- (2) 障害があることを理由に施設等の利用やサービスの提供を拒否すること。

4. 患者への対応

- (1) 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害があることを理由に、来院の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けること。

第8 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例

合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要がある。

なお、合理的配慮は、以下の3種類に大別される。

- (1) 物理的環境への配慮
施設設備等を他の学生・教職員・患者等と同様に利用できるように配慮する
- (2) 意思疎通の配慮
情報の利用、発信のしやすさやコミュニケーションを円滑に進めるように配慮する
- (3) ルール・慣行の柔軟な変更
定められているルールやルールとしては明示されていない慣行を変更・調整するための配慮

また、次に掲げる具体例については、過重な負担が存在しないことを前提とし、次に掲げる具体例以外にも合理的配慮は多数存在することに留意すること。

さらに、下記具体例のほか、独立行政法人日本学生支援機構が作成する「大学等における障害のある学生への支援・配慮事例」や「教職員のための障害学生修学支援ガイド」も参考とすること。

(物理的環境への配慮の具体例)

1. 共通の対応

- (1) 車いす利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと。
- (2) 障害により移動に困難のある者のために、普段よく利用する施設に近い位置に駐車場を確保すること。
- (3) 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等の置き場所を変えること。

- (4) 障害特性により、授業・就業・受診中などに、頻繁に離席の必要がある障害者等について、座席位置を出入口の付近に確保すること。
- (5) 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、バインダー等の固定器具を提供したりすること。

2. 学生への対応

- (1) 図書館やコンピュータ室、実験・実習室等の施設・設備を、他の学生等と同様に利用できるよ
うに改善すること。
- (2) 移動に困難のある学生等が参加している授業で、使用する教室をアクセスしやすい場所に変更
すること。
- (3) 易疲労状態の障害者からの別室での休憩の申し出に対し、休憩室の確保に努めるとともに、
休憩室の確保が困難な場合、教室内に長いすを置いて臨時的休憩スペースを設けること。
- (4) 教室内で、講師や板書・スクリーン等に近い席を確保すること。
- (5) オンライン授業などを個別で受講する環境を設けること。
- (6) 各教室の施設・設備について、障害特性に応じた日照、室温、音の影響等に配慮すること。

3. 職員等への対応

- (1) 易疲労状態の障害者からの別室での休憩の申し出に対し、休憩室の確保に努めるとともに、
休憩室の確保が困難な場合、臨時的休憩スペースを設けること。

(意思疎通の配慮の具体例)

1. 共通の対応

- (1) 筆談、読み上げ、手話通訳などのコミュニケーション手段を用いること。
- (2) 事務手続きの際に、職員等や支援者が必要書類の代筆を行うこと。
- (3) 意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認すること。
- (4) 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせて歩いたり、前後・左右・距離の位
置取りについて、障害者の希望を聞いたりすること。
- (5) 図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えること。
- (6) 危険箇所や危険の発生等を視覚で確認できるようにすること。

2. 学生への対応

- (1) 授業や実習、研修、行事等のさまざまな機会において、手話通訳、ノートテイク、パソコンノ
ートテイク、補聴システムなどの情報保障を行うこと。
- (2) シラバスや教科書・教材等の印刷物にアクセスできるよう、学生等の要望に応じて電子ファ
イルや点字・拡大資料等を提供すること。
- (3) 聞き取りに困難のある学生等が受講している授業で、ビデオ等の視聴覚教材に字幕を付与して
用いること。
- (4) 授業中教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したり
する時間を与えること。
- (5) 障害のある学生等で、視覚情報が優位な者に対し、手続きや申請の手順を矢印やイラスト等で
分かりやすく伝えること。
- (6) 間接的な表現が伝わりにくい場合に、より直接的な表現を使って説明すること。
- (7) 授業でのディスカッションに参加しにくい場合に、発言しやすいような配慮をしたり、テキ
ストベースでの意見表明を認めたりすること。
- (8) 入学試験や定期試験、または授業関係の注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく紙に書
いて伝達すること。
- (9) オンライン授業を行う際には、指示詞（ここ、そこなど）を使用せず、具体的に説明すること。

3. 職員等への対応

- (1) 会議の進行に当たっては、議事次第のどこを議論しているかわかりやすく伝えること。
- (2) 障害のある職員等で、視覚情報が優位な者に対し、手続きや申請の手順を矢印やイラスト等で
分かりやすく伝えること。
- (3) 間接的な表現が伝わりにくい場合に、より直接的な表現を使って説明すること。
- (4) 口頭の指示だけでは伝わりにくい場合に、指示を書面で伝えること。

4. 患者への対応

- (1) 駐車場などで、通常、口頭で行う案内を紙にメモをして渡すこと。
- (2) 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、分かりやすい記述で伝達したりすること。
- (3) 比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに説明すること。
- (4) 知的障害者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応すること。また、なじみのない外来語は避け、漢数字は用いないこと。時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡すこと。

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

1. 共通の対応

- (1) 大学行事や講演、講習、研修等において、適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりすること。
- (2) 移動に困難のある障害者に配慮し、車両乗降場所を施設の出入り口に近い場所へ変更すること。
- (3) 外部の人々の立ち入りを禁止している施設等において、介助者等の立ち入りを認めること。

2. 学生への対応

- (1) 入学試験や定期試験において、個々の学生の障害特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験や支援機器の利用、音声読み上げソフトによる問題の読み取り、点字や拡大文字の使用を認めたりすること。
- (2) 成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること。
- (3) 教育実習等の学外実習において、合理的配慮の提供が可能な機関での実習を認めること。
- (4) 教育実習、病棟実習等の実習授業において、事前に実習施設の見学や事前の話し合いを行うこと、通常よりも詳しいマニュアルを提供すること。
- (5) 外国語のリスニングが難しい学生等について、リスニングが必須となる授業を他の形態の授業に代替すること。
- (6) 障害のある学生等が参加している実験・実習等において、特別にティーチングアシスタント等を配置すること。
- (7) ICレコーダーや画面キャプチャー等を用いた授業の録音・録画を認めること。
- (8) 授業中、ノートを取ることが難しい学生に、板書を写真撮影することを認めること。
- (9) 不随意運動等により特定の作業が難しい障害者に対し、教職員や支援学生を配置して作業の補助を行うこと。
- (10) 感覚過敏等がある学生等に、サングラス、イヤーマフ、ノイズキャンセリングヘッドフォンの着用を認めること。
- (11) 体調が悪くなるなどして、レポート等の提出期限に間に合わない可能性が高いときに、期限の延長を認めること。
- (12) 履修登録の際、履修制限のかかる可能性のある選択科目において、機能障害による制約を受けにくい授業を確実に履修できるようにすること。
- (13) 入学時のガイダンス等が集中する時期に、必要書類やスケジュールの確認などを個別に行うこと。
- (14) 治療等で学習空白が生じる学生等に対して、補講を行う等、学習機会を確保できる方法を工夫すること。
- (15) 授業出席に介助者が必要な場合には、介助者が授業の受講生でなくとも入室を認めること。
- (16) 視覚障害や肢体不自由のある学生等の求めに応じて、事務窓口で同行の介助者の代筆による手続きを認めること。
- (17) 入院や通院による欠席や大人数教室での受講が難しい場合に、授業をオンラインでの受講を認めること。
- (18) オンライン授業の際には、学生側にカメラオンを強要しないこと。

3. 職員等への対応

- (1) 面接時に、就労支援機関の職員等の同席を認めること。
- (2) 本人のプライバシーに配慮した上で、他の職員等に対し、障害の内容や必要な配慮等を説明すること。
- (3) 業務指導や相談に関し、担当者を定めること。

- (4) 業務の優先順位や目標を明確にし、指示を一つずつ出す、作業手順を分かりやすく示したマニュアルを作成するなどの対応を行うこと。
- (5) 出退勤時刻・勤務場所・休憩・休暇に関し、通院・体調に配慮すること。
- (6) 危険箇所や危険の発生等を視覚で確認できるようにすること。
- (7) 本人の負担の程度に応じ、業務量等を調整すること。

4. 患者への対応

- (1) 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替えることを考慮すること。
- (2) 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意することを考慮すること。
- (3) 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張により、不随意の発声等がある場合、当該障害者に説明の上、施設の状況に応じて別室を準備することを考慮すること。

附 記 この要領は、平成28年4月1日から実施する。

附 記 この要領は、令和4年4月1日から実施する。

✓ 関連情報の入手先

- 日本学生支援機構：https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/index.html
- 内閣府 障害者施策の総合的な推進—基本的枠組み—：
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/wakugumi.html>
- 障害のある学生の修学支援に関する検討会：
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm
- アクセシビリティリーダー 育成協議会：<https://al-pc.jp/web/alp/>
- 九州大学インクルージョン支援推進室 Facebook：<https://ja-jp.facebook.com/qu.barrierfree/>
- 九州大学アクセシビリティ・ピアサポーター Twitter：https://twitter.com/q_peersupporter
<https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/handicapped-support/handicapped>

<視覚障害>

- NPO 法人 福岡市視覚障害者サポートセンター：<https://nposapo.com/>

<聴覚障害>

- 福岡市聴覚障がい者情報センター：<http://c-fukushin.or.jp/information-center>

<肢体不自由>

- 福岡市心身障がい福祉センター：<http://fc-jigyoudan.org/aiai>

<発達障害>

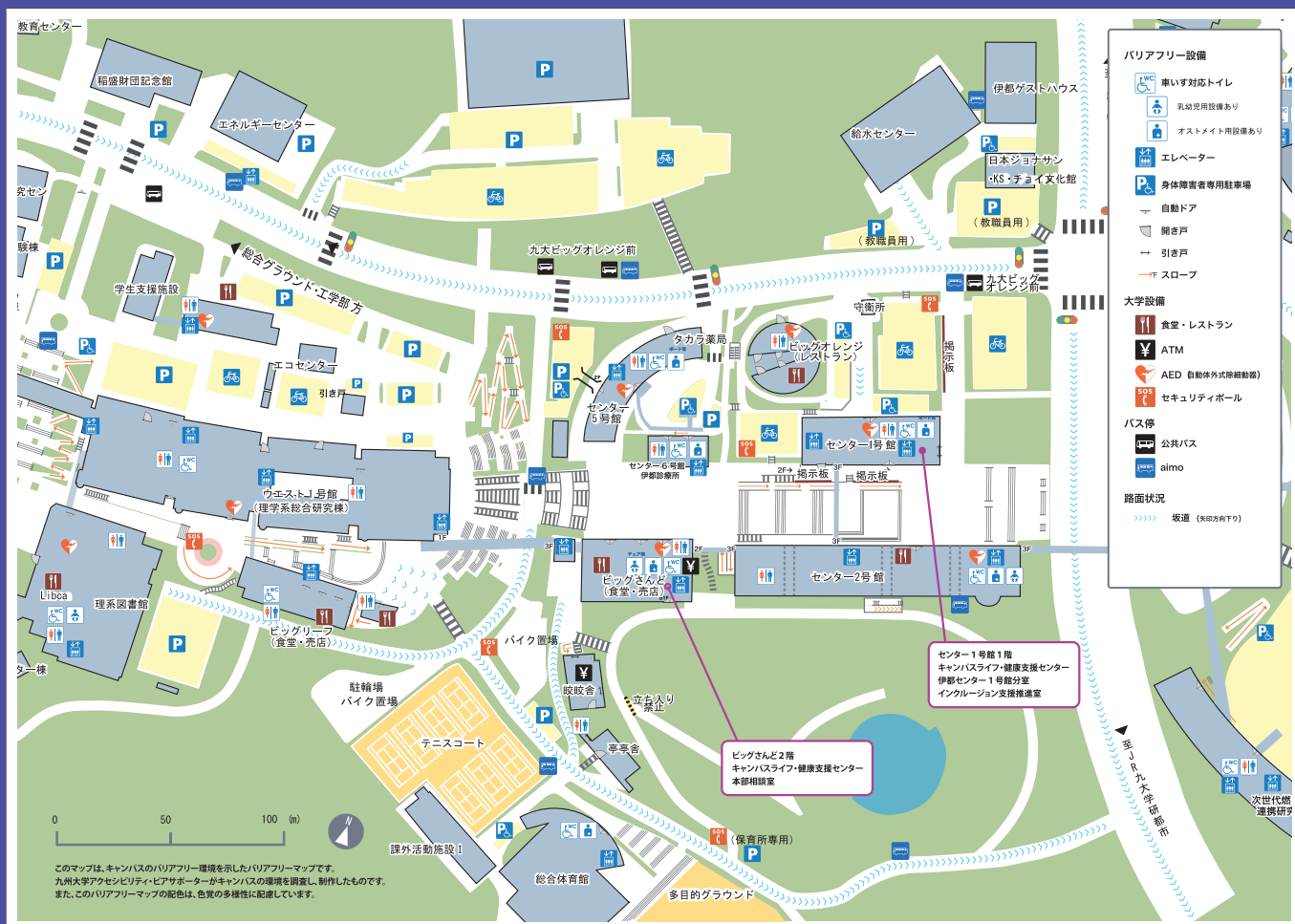
- 福岡市発達障がい支援センター（ゆうゆう）：<http://www.fc-jigyoudan.org/youyou/>

<精神障害>

- 福岡市精神保健福祉センター：
<https://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/seishinhoken/life/seishinhoken-center/index.html>

<病弱・虚弱>

- 福岡市難病相談支援センター：<https://www.fnanbyou-c.org/index.php>



キャンパスライフ・健康支援センター インクルージョン支援推進室

〒819-0395
福岡市西区元岡 744
伊都キャンパスセンターゾーン1号館1階
Email : inclusion@chc.kyushu-u.ac.jp
TEL : 092-802-5859

Center for Health Sciences and Counseling Support Section for Inclusion

744, Motooka, Nishi-ku, Fukuoka,
819-0395, Japan
Center Zone 1 building
Email : inclusion@chc.kyushu-u.ac.jp
TEL : 092-802-5859

2016年度 作成 2023年3月 改訂

本ガイドブックには、「K-UDフォント」(九州大学ユニバーサルデザインフォントの略)を使用しております。
K-UDフォントは、株式会社フォントワークスが九州大学大学院芸術工学研究院との共同研究に
基づいて制作したUD(ユニバーサル・デザイン)フォントシリーズから選定し、命名しました。
より読みやすく、より見やすく、より伝えやすい文字であることを目的としてデザインされた書体です。